

第58回 ものづくり 受発注商談会 in 大田

よくある質問

商談会全般について

Q1 どういう商談会なの？

A 発注企業と受注企業による個別面談形式の商談会（1回の商談は20分、最大9回）です。
会場には商談用テーブルをご用意しております。事前にお伝えする商談スケジュールに従い、指定のテーブルにお越しいただきます。

Q2 何社くらいが参加するの？

A 約250社の参加を想定しております。

参加資格について

Q3 当日いきなり行っても商談できるの？

A 事前予約制ですので、当日の参加はお受けできません

Q4 大田区外の企業も参加できるの？

A 受注企業、発注企業ともに全国からご参加可能です。

Q5 どのような業種・技術分野の企業が参加するの？

A ご参加企業の業種・技術分野は次のとおりです。

■発注企業

メーカー、商社など

(資材・購買・調達部門、研究開発部門、設備・工務部門、生産技術部門などの外注先探し、
共同研究・開発パートナー探し、OEM先探しほか)

■受注企業

主に下記の技術をお持ちの中小モノづくり企業

旋盤・NC旋盤加工、フライス・M/C加工、プレス・板金加工、研削加工、
研磨加工、溶接加工、樹脂成形加工、ゴム成形加工、放電加工(ワイヤー・形彫)、
ばね・ワイヤーフォーミング加工、ガラス・レンズ加工、セラミックス加工、
熱処理、めっき・蒸着・表面処理、塗装、3Dプリンター(積層造形法)、
MIM(金属粉末射出成型)、鋳造・ダイカスト・ロストワックス、鍛造、機械設計、
電気機器設計、配線組立、印刷、電気部品加工、
金型設計・製作、ロボット設計・製作、医療機器設計・製作、
農業用機械設計・製作、真空機器設計・製作、など

Q6 [発注企業] 具体的な発注案件がなくても申込可能なの？

A はい、可能です。もちろん具体的な発注案件があればベターですが、情報収集を目的とした参加でも構いません。

申込について

Q7 申込の方法は？

A このホームページの「お申込み方法」からお申込みください。

Q8 受注と発注の両方で申し込むことはできるの？

A 可能です。ただし2班に分かれるため2名以上でご参加頂くことが条件となります。

Q9 どんな企業が参加するのか申込の前に知ることはできるの？

A 事前に公表はしておりません。ご了承願います。

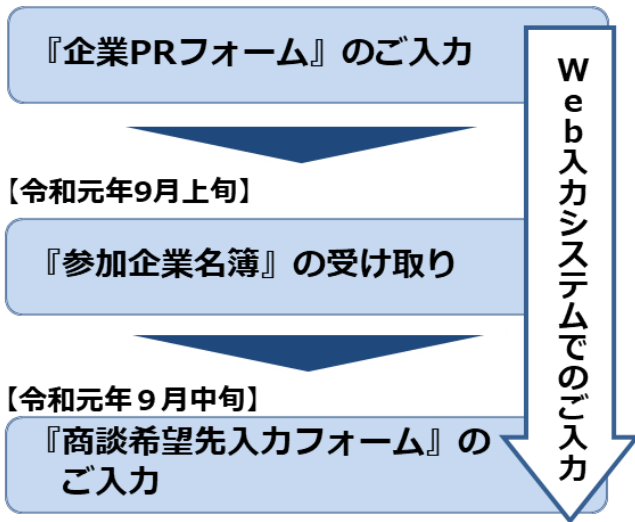
申込後の流れについて

Q10 申込から商談相手決定までの流れは？

A 次のとおりです。

お申込み～当日までの流れ

【お申込み～2週間程度】

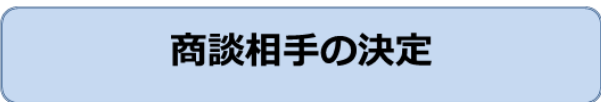


申込時にご記入いただいたEメールへ事務局からWeb入力システムとID・パスワードをご案内いたします。
Web入力システムから企業概要および発注案件/受注希望内容をご入力ください。

全参加企業の企業PRデータ、受発注希望内容をまとめた**電子ブック**（パソコン上で閲覧できる電子書籍）をEメールでご案内いたします。

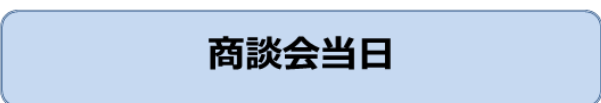
参加企業名簿をご確認いただき、**Web入力システム**で商談希望先をご入力ください。

【令和元年10月上旬】



ご入力頂いた商談希望先情報をもとに各社の商談相手を決定し、ご連絡いたします。

【令和元年10月11日】



事前に決定した商談スケジュールのもと、1商談20分、最大9回の商談を実施します。

Q 1 1 商談相手はどのように決めるの？

A Q 1 0 のとおり、ご提出頂いた商談希望先調査票をもとに決定します。なお、発注企業の希望を優先して商談を組みますが、一部の商談については、受注企業の希望にもとづきセッティングをさせていただきます。発注企業の皆さまはあらかじめご了承ください。商談希望を提出されないとゼロ商談となることもございます。その場合も参加費用は発生いたしますので、商談希望のご提出をお願いします。

Q 1 2 参加のキャンセルはできるの？

A 参加企業名簿公開後のキャンセルは「商談相手企業」に多大な迷惑を掛けることとなります。**参加者本人のご都合が悪くなった場合には、必ず代理の方のご参加をお願いします。ご協力いただけない場合は、次回以降の商談会への参加をご遠慮いただく場合がございます。**

Q 1 3 [受注企業]参加費はいつ払うの？

A 商談会当日に会場にて現金でお支払いいただきます。

当日の商談について

Q 1 4 商談は通常何人で行われるの？

A 当日の商談会場には、1 テーブルに向かい合わせで 2 名ずつの椅子を用意しておりますが、1 社 2 名以上お越しいただく場合は椅子を追加いたします。また、参加企業から多くの商談希望を受けた企業様には、2 テーブル、3 テーブルに分かれて商談対応するようにご依頼する場合がございますので、なるべくご対応いただけますようお願いいたします。

Q 1 5 商談にはどれくらいの役職の社員が対応すべき？

A 社長様が面談される企業もあれば、若手社員が面談される企業もあります。どなたにお越しいただいても結構です。

以上